

多メディア時代におけるラジオの将来

The Future of Radio Broadcasting in the Multi-media Age

大谷奈緒子

Naoko OTANI

山下 信*

Makoto YAMASHITA

1. はじめに

現代における放送は多様化しており、地上波放送、BS放送、CS放送、ケーブルテレビをはじめ、インターネット回線を利用して映像やラジオ番組をコンテンツとして配信しているものまで含めると複雑多岐にわたる。その中でも、日本の放送の根幹をなしているのは、従来から変わらず、1925年にスタートしたラジオ放送と、1953年にスタートしたテレビ放送である。ラジオもテレビも放送がスタートした当初に比べると、事業者数は増加し、サービスも多様化している。

近年の動向をあげると、2011年7月には東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島を除く全国で、2012年3月には3県で、地上波アナログ放送が停波したことにより日本全国で地上波テレビのデジタル化が実現した。これにより、テレビ放送はBS放送、CS放送、地上波放送のすべてがデジタル化し、人びとは放送を享受するほか、データ通信や電子番組表（EPG）などの放送外サービスを利用するようになった。2012年7月、通信・放送サービスに関する今後の取組について、情報通信審議会は「4K・8K（スーパーハイビジョン）¹」、「スマートテレビ²」、「ケーブル・プラットフォーム」の3分野について提言した。それを受けて、総務省は、通信・放送サービスを取り巻く環境変化に対応し高度な放送サービスの早期普及を図るため、それら3分野の具体化に必要な事項を検討することを目的として「放送サービスの高度化に関する検討会」を設置した（総務省、2012a）。2013年5

1 4K・8Kとは、高精細・高臨場感な映像技術であるスーパーハイビジョンの規格のことで、現行ハイビジョン（2K）と比較し、4Kは4倍、8Kは16倍の画素数をもつ（総務省、2012a）。

2 スマートテレビは、放送・通信連携サービス等、新たなテレビの使い方を可能とするテレビのことで、放送系、メーカー系、ネット企業系に通信事業者も加わり、様々な主体が取組を進めている（総務省、2013b）。

* NHK アナウンス室

月には、放送事業者、受信機メーカー等の関係事業者が参加した組織として「一般社団法人 次世代放送推進フォーラム」が設立され、官民共同で次世代放送サービスの推進に取り組んでいる（総務省、2013a）。このように、国の重点施策として、テレビ放送を中核に放送サービスの高度化が展開している（総務省、2013C）。

他方、ラジオ放送も2000年代に入り、インターネットの普及やメディアのデジタル化の影響を受けた。たとえば、インターネットを利用することで電波の地理的制約を超えたIPサイマルラジオサービスや、地上波テレビ放送のデジタル化によって空く周波数を利用した新たなラジオサービス、携帯端末向けマルチメディア放送サービスの実現が期待された（大谷奈緒子・山下信、2012）。また、災害時におけるラジオの活用が高く評価され、ラジオの有用性は社会的に再認知された。

大谷・山下（2012）はラジオのデジタル化に着眼し、携帯端末向けマルチメディア放送サービスの具体的計画が提示された段階で、インターネットの活用も含めて、ラジオの将来的展望について考察した。しかし、携帯端末向けマルチメディア放送サービス、特にV-Lowマルチメディア放送の実現は難航しており、実証実験は始まっているものの、ビジネスモデルは明確になっておらず、まだそのビジョンは曖昧な状態である。そこで本稿では、ラジオのデジタル化の現状を把握するとともに、多メディア時代におけるラジオの将来について考察した。なお、ラジオのインターネットによるサイマル放送については、大谷・山下（2012）にまとめたため、本稿では携帯端末向けマルチメディア放送を中心に論じた。

2. 携帯端末向けマルチメディア放送サービスの実現

(1) デジタルラジオ

ラジオ放送のデジタル化（デジタルラジオ）とは、放送衛星や通信衛星を用いたデジタル方式のラジオ（デジタル音声放送）のことを指してきた。「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」がまとめた報告書では、地上テレビ放送のデジタル化によるVHF帯の空き周波数、特にV-Low帯域を利用した地域向けの新しいデジタルメディアのことを、デジタルラジオと区別して新デジタルラジオと呼んでいる（総務省「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」、2010）。本稿で取り上げるのは、新デジタルラジオにあたるもので、以下、デジタルラジオと称することとする。

このデジタルラジオに向けた構想は、1998年の郵政省（現総務省）による『地上デジタル放送懇談会報告書』の中で、「音声メディアとして広く普及している、AM、FMのアナログ方式による地上音声放送については、その受信機の簡易性、非常災害時等における情報通信メディアとしての役割等に配慮し、存続することとし、新規のサービスとしてデジタル音声放送を導入する」（郵政省、1999）と発表したことに端を発する。つまり、ラジオのアナログ放送は従来そのまま存続し、新たにデジタル放送を導入することが明示されたのである。その後、ラジオのデジタル化については長い期間検討さ

れることとなる。

表1はラジオのデジタル化の経緯をまとめたものである。デジタルラジオ推進協会は、アナログテレビ放送終了後のVHF帯を利用したデジタルラジオの実用化に資することを目的に、2003年10月からデジタルラジオの実用化試験放送を実施した。デジタルラジオは、音楽など高品質音声に加えて、文字・写真などの静止画・簡易動画を含むデータ放送により多彩なサービスが提供できる新しいデジタル放送サービスで、カーラジオなどの車載受信機や携帯受信機でも鮮明な受信が期待されていた。しかしその後、デジタルラジオは携帯端末向けマルチメディア放送となることが決定し、この実用化試験は2011年3月31日で終了した（デジタルラジオ推進協会、2011）。

表1 携帯端末向けマルチメディア放送をめぐる経緯

年月		事項
1998年10月	郵政省地上デジタル放送懇談会	地上放送のデジタル化を進め、2010年にアナログ放送終了を発表
2003年10月	デジタルラジオ推進協会	デジタルラジオ（地上デジタル音声放送）の実用化試験放送開始
2007年6月	情報通信審議会	VHF帯はマルチメディア放送と自営通信に、UHF帯は携帯電話などに利用
2008年7月	マルチメディア放送懇談会報告書	放送エリアは、V-High帯は全国向け、V-Low帯は地域ブロック向け
2009年2月	VHF-LOW帯マルチメディア放送推進協議会（略称VL-P）	V-Low帯において、放送事業者として参画を期待する事業者・団体により設立（2013年7月31日解散）
4月	改正電波法・放送法成立	受委託放送制度など導入
8月	総務省	制度整備に関する基本的方針「V-Low帯の放送エリアを東北、九州・沖縄など7ブロックに」
2010年2月	総務省ラジオ研究会	V-Low帯の放送エリアやサービス内容について再検討開始
3月	(株) radiko	インターネットによる民放ラジオ番組 radiko の実用化試験配信開始
4月	総務省	V-High帯ハード事業に関する制度整備「受託放送事業者の参入枠は1」
6月		V-High帯ハード事業参入に向け2者が認定申請
7月	総務省ラジオ研究会	V-Low帯の活用策について総務省ラジオ研究会が報告書「放送エリアは原則県域に」
8月		V-High帯ハード事業者選定について総務省が電波監理審議会に諮問
9月	(株) マルチメディア放送（現：(株) mmbi）	207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を取得
12月	(株) radiko	IPサイマルラジオサービスを開始
2011年3月		デジタルラジオの実用化試験は終了し、デジタルラジオは携帯端末向けマルチメディア放送となることとなる

9月	NHK	IPサイマルラジオサービス (NHK ネットラジオらじる★らじる) 開始
2011年2月	総務省	「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見募集及び参入希望調査の結果の公表」の結果、V-Low マルチメディア放送への参入希望は133者 (受託国内放送が4者、受託国内放送への出資が14者、委託放送業務が132者)
2012年4月	(株) mmbi	スマートフォン向けマルチメディア放送 NOTTV 放送開始
2013年3月	日本民間放送連盟	V-Low 帯マルチメディア放送への参入について、民放ラジオ全局での“音声優先セグメント”への移行について断念
2013年4月	NHK	NHKとしても独自で推進していくことは難しいと表明
2013年5月	総務省	「V-Low マルチメディア放送に係る参入希望調査等の結果の公表」の結果、73者 (地方ブロック又は県域を放送対象地域とする放送でのハード事業参入希望者が2者、ソフト事業参入希望者が56者、一部の市町村を放送対象地域とする放送 (いわゆるデジタルコミュニティ放送))

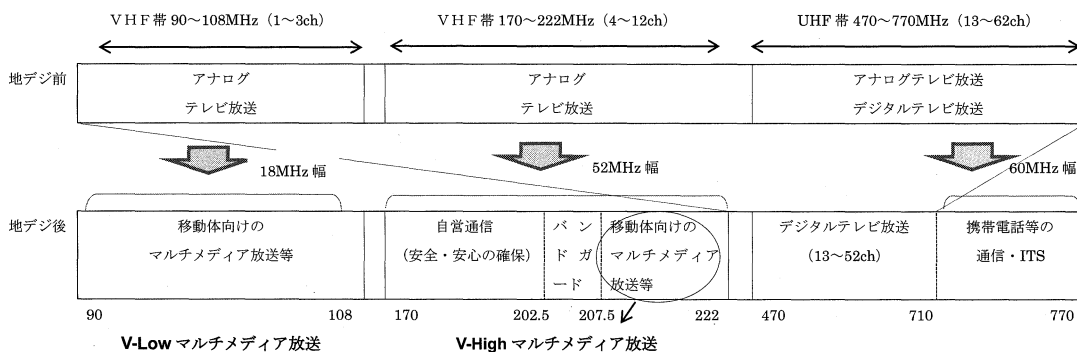
(出典) 村上聖一 (2010)、藤竹暁 (2012) に筆者加筆

(2) V-High マルチメディア放送

携帯端末向けマルチメディア放送サービスとは、地上テレビ放送のデジタル化による VHF 帯の空き周波数を用いて、携帯電話などの携帯端末や車載型の移動受信機向けに行う放送のことである。

図1は V-High マルチメディア放送と V-Low マルチメディア放送のイメージを表している。2009年に総務省は、空き周波数のうち207.5~222 MHz の VHF-High 帯 (V-High) を活用して、全国どこでも同一の情報が受信できる「全国向け放送 (V-High マルチメディア放送)」を、90~108MHz の VHF-Low 帯 (V-Low) を活用して、複数の都道府県を対象として当該地域向けの情報が受信できる「地方ブロック向け放送 (V-Low マルチメディア放送)」を行う方針を示した (総務省、2009)。

図1 携帯端末向けマルチメディア放送のイメージ



(出典) 総務省 (2013e) 「携帯端末向けマルチメディア放送 (V-High) のイメージ」 参考 1-1 より抜粋

V-High マルチメディア放送はすでにサービスを開始している、スマートフォン向け放送局である。事業者は株式会社 mmbi で、2011年10月に V-High マルチメディア放送「モバキャス³」の基幹放送事業者に認定され、2012年4月1日、「NOTTV（ノッティーヴィー）」を開局した（mmbi、2013）。「NOTTV」はその名称からもわかる通り、ラジオではなく、テレビ（映像）を意識したもので、従来のテレビにはなかった機能やプログラムを、場所や時間の制約なしに楽しめることが特長である。そのサービス内容は、従来のリアルタイム型放送（リアルタイム）のほか、蓄積型放送（シフトタイム）からなり、月額利用料金は420円である（2013年9月現在）。

2013年9月には全国で契約者数が150万を超え、2013年8月現在、44の送信所が開局し、全国36都道府県でサービスを提供している。2014年3月末までに全都道府県にサービスを提供する予定である（mmbi、2013）。

（3）V-Low マルチメディア放送

V-Low マルチメディア放送は、放送対象地域を北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄の7ブロックに分けて、地域社会のニーズに応える地域情報メディアとして期待されている（電通総研、2010）。このことから、全国放送の V-High マルチメディア放送とは性質が異なるマルチメディア放送といえる。

2009年2月には、V-Low 帯において放送事業者として参画を期待する事業者・団体によって VHF-LOW 帯マルチメディア放送推進協議会（VL-P）」が設立され、協議会の会員は119者を数えた。このことから、放送事業者の V-Low マルチメディア放送への関心は高かったことが伺える。総務省が2011年に実施した調査によると、V-Low マルチメディア放送については、133者（受託国内放送が4者、受託国内放送への出資が14者、委託放送業務が132者）から参入希望が提出され、コミュニティ放送事業者を含む、多くのラジオ放送事業者がこのサービスへの参入を希望した（総務省「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見募集及び参入希望調査の結果の公表（平成23年2月10日）」、2011a）。

2012年からは全国の7地域、宮城 V-Low マルチメディア放送実験協議会、福島 V-Low マルチメディア放送推進協議会、喜多方・会津地方 V-Low 実証実験協議会、V-Low 防災デジタル・コミュニティ検討協議会（前橋）、V-Low 防災デジタル・コミュニティ検討協議会（湘南）、近畿 V-Low 実証実験協議会、福岡 V-Low マルチメディア放送実験協議会において実証実験が始まっている。

しかしながら、2013年3月、日本民間放送連盟（民放連）は V-Low 帯マルチメディア放送への参入について、民放ラジオ全局での“音声優先セグメント”への移行について断念したことを発表した

3 モバキャスは、放送ネットワークを構築・運用する基幹放送局提供事業者（ハード事業者）と、コンテンツを制作・編成する認定基幹放送事業者（ソフト事業者）に分離しており、「株式会社ジャパン・モバイルキャスティング」が基幹放送局提供事業者、「株式会社 mmbi」がソフト事業として「NOTTV」を提供している（ジャパン・モバイルキャスティング、2013）。

(日本民間放送連盟、2013a)。さらに、NHKも民放連の参入断念を受け、V-Low帯マルチメディア放送の参入については、受信端末の普及やインフラの費用負担などをオールジャパンで取り組む体制が整うことが前提であったとして、NHKもそこに参入していくことにはならないことを表明した(日本放送協会、2013)。

このようにV-Lowマルチメディア放送はオールジャパンで取り組む体制が崩れ、参入を希望する一部の事業者によって実現することとなった。民放連は、全国展開するための設備投資が巨額であることが、ラジオ全社での“音声優先セグメント”への移行が合意に至らなかった理由としてあげている(日本民間放送連盟、2013a)。V-Lowマルチメディア放送に対応するための設備費用は約1,200億円(世帯カバー率98%)と試算され、さらに、利用者は専用端末の購入が必要となる(産経新聞、2013)。2013年度の地上波ラジオ営業収入は全体で0.7%減(中短波は1.6%減、FMは0.5%増)、金額ベースでは営業収入は全体で1,440億円(中短波は833億円、FMは607億円程度)と見込まれている(民放連、2013b)。そのうち、AM、FMとも関東エリアが約5割を占める(電通総研、2012)。V-Lowマルチメディア放送に対応するためには膨大な費用が必要であるにもかかわらず、営業収入が減少してきている状況では、オールジャパンでの参入は困難であるという判断であろう。

その後、2013年5月に総務省によって発表された「V-Lowマルチメディア放送に係る参入希望調査等の結果」では、73者(内訳は、地方ブロック又は県域を放送対象地域とする放送でのハード事業参入希望者が2者、ソフト事業参入希望者が56者、一部の市町村を放送対象地域とする放送(いわゆるデジタルコミュニティ放送)への参入希望者が14者)の参入希望が提出された(総務省、2013d)。

V-Lowマルチメディア放送への参入には、AM放送の難聴解消などを目的としてFM放送の活用を希望する事業者があることから、民放連(2013a)では、V-Lowマルチメディア放送へ参入を目指す事業者と、AM放送の難聴解消などを目的としてFM放送の活用を希望する事業者の双方が両立する制度整備を総務省に求めていた。2013年7月、総務省の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」(2013)によって発表された『放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間取りまとめ』の提言1. 放送ネットワークの強靱化において、(1)災害対策・難聴対策としての送信ネットワークの強靱化として、①AMラジオ放送のFM波の利用促進(難聴対策、災害対策)⁴、②V-Low帯域の新たな活用(マルチメディア放送、コミュニティ放送、AM事業者等による難聴対策等としてのFM波利用)、③バックアップ設備の整備促進等(予備電源、予備送信設備等)が明記された。①と②はV-Low帯の一部の周波数をAMやFMにおいても利用可能とすることが適当であるとするものである。

総務省は、前掲の「V-Lowマルチメディア放送に係る参入希望調査等の結果」と『放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ』などを踏まえ、2013年7月、「V-Lowマルチメディア

4 ただし、AM局の廃止は、国際権益確保の観点から慎重に検討(総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」(2013))。

放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針（案）」を発表し、V-Low帯域をV-Lowマルチメディア放送と、AM放送の難聴（地理的・地形的難聴、外国波混信）対策にかかるFM方式の中継局に割り当てるという案を提示した（日経ニューメディア、2013）。

（４）V-Highマルチメディア放送とV-Lowマルチメディア放送の違い

V-Highマルチメディア放送は、放送と通信を利用したリアルタイム型放送と蓄積型放送を提供しており、具体的には、①リアルタイムの情報提供（ニュース・天気・スポーツ中継）、②音楽や大容量の動画を蓄積する視聴サービス（音楽・ゲーム・映画・ドラマ）、③電子書籍・雑誌（電子書籍、電子雑誌の提供）、④地震情報、津波情報（災害情報）の提供があげられる（総務省、2011b）。NOTTVが提供しているラジオ放送は、ニッポン放送の深夜ラジオ「オールナイトニッポン」と「オールナイトニッポン0（ZERO）」で、ラジオのスタジオ映像の様子と共に生放送を行っている（2013年9月現在）。これまで音声メディアであったラジオが、音声にラジオ局の映像を付加することで、リスナーはこれまで以上にラジオ局やパーソナリティとの臨場感や親和性を高めることができるラジオとなっているといえよう。

他方、V-Lowマルチメディア放送は、実証実験のうち公表している実験結果から鑑みると、第1に、防災減災生活情報を地域住民へ配信することを目的としている。防災減災生活情報を受信するための端末は防災デジタルラジオで、IPDC（Internet Protocol Data Casting）⁵によって、それぞれの地域に応じた情報を一斉配信できるという特長から、地域別の情報提供や自動起動が期待されている。次いで、確たるビジネスモデルが示されない中で、マルチメディア放送としてのサービスを模索する内容となっている。マルチメディア放送としてのサービスは、具体的には、地域情報の提供（データ放送）やラジオのサイマル放送などがあげられる。しかし実際には、V-Lowマルチメディア放送はV-Highマルチメディア放送に比べ、まだ端緒についたばかりであり、様々な面で、その具体的な内容についてはこれからである。

3. 放送の社会的役割

（１）放送法の改正

放送と通信の融合は、産業ばかりではなく、それらを取り巻く社会システム、文化、人びとの生活へ大きな影響を与えている。2011年6月30日に放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）が施行され、これまで放送メディアに係わってきた「有線テレビジョン放送法」、「有線ラジオ放

5 放送波にIPを載せ、デジタルコンテンツを配信する技術、環境のこと（IPDCフォーラム、2013）。

送法]、「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」、「電気通信役務利用放送法」は廃止され、新しい放送法へ統合されることとなった。この改正は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化するなど、放送、電波及び電気通信事業に係る制度を改正したものである（総務省情報流通行政局地域放送推進室、2013）。

この改正放送法によって、「放送」の定義が変わった。改正前の放送法では、「放送」を「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」（第2条1号）と定義していたが、改正放送法では「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）とすること。」と定義する。電気通信事業法第2条1号で規定している「電気通信」は、「有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。」である。この改正放送法によって、放送は、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信（無線、有線）の送信と定義される。また、放送と電気通信サービスの違いについて、「放送は1対N（不特定多数）の一方の方向の情報伝達であるのに対し、電気通信サービスは1対1の双方向をも含んでいる」（西土彰一郎、2009：65）ことから、新しい放送では1対1の双方向コミュニケーションも含むこととなり、従来の不特定多数（大衆）に一斉に大量の画一的な情報を提供する放送という形態は変わることとなる。

また、改正放送法では「放送事業者」の定義も変更された。改正前の放送法では、「放送事業者」は、「電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送局（受信障害対策中継放送（同法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）の免許を受けた者、委託放送事業者及び第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会をいう。」（第2条3の2）と定義された。これに対し、改正放送法では、放送について、「基幹放送」（放送用に専ら又は優先的に割り当てられた周波数を使用する放送）と「一般放送」（基幹放送以外の放送）という区分を設け、「基幹放送事業者」及び「一般放送事業者」とした。「基幹放送」については、「無線局の設置・運用（ハード）と放送の業務（ソフト）を分離することを希望する者のために無線局の『免許』と放送の業務の『認定』に手続を分離する制度を設けるとともに、ハード・ソフト一致を希望する地上放送事業者のためには『免許』のみで足りる現行の制度も併存させる」こととなった（総務省、2010b）。

これらの改正によって、「放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化」がはかられ、放送事業に参入しやすくなったといえる。

（2）放送の社会的役割

新聞、ラジオ、テレビなどのマス・メディアは、報道媒体であるとともに、娯楽や教育の媒体でもある。ラジオが登場することで、人びとはラジオに娯楽を求めたが、同時に有権者たちは、ラジオが

もつ政治的あるいは教育的な機能を重視した（藤竹暁、2004：110）。ラジオがもつ政治的、教育的な機能は、H.D. ラスウェル（1949=1954）が提示した機能からも見いだせる。ラスウェルはコミュニケーション活動の果たす機能として、「環境の監視」「環境に反応するさいの社会的諸部分の相互の関連づけ」「世代から世代への社会的遺産の伝達」の3つの機能をあげた。ラスウェルは、これらの機能をマス・コミュニケーションのみに限定していたわけではないが、マス・コミュニケーションの社会的機能について語る場合、この社会的機能がしばしば言及される（竹内郁郎、1998：151）。これら3つの機能について清原慶子は次のように説明している。「環境の監視」は、社会の内外に生じた出来事や変化に関する情報を収集し、それを社会の構成員に伝達する機能であり、報道あるいは情報伝達する、ジャーナリズムの機能である。「環境に反応するさいの社会的諸部分の相互の関連づけ」は、社会がひとつのまとまりをもって、対環境行動をとる際の調整の機能であり、社会の構成員や下位組織が環境についての情報を解釈し、それぞれの意見を述べあう中で、相互に関連づけ、調整していくという、いわば討論の機能である。「世代から世代への社会的遺産の伝達」は、文化、価値、規範などの社会的遺産を世代間あるいは集団間で伝達する機能であり、文化伝達の機能、あるいは教育機能といえる（清原、1989：38）。また、C.R. ライト（1960）はラスウェルの機能の類型をマス・メディアの遂行する活動の類型として捉え直し、さらに「娯楽の提供」を加えて4つの活動類型を提示した（竹内、1988：152）。

これらの機能のうちジャーナリズムの機能に着眼し、放送の社会的機能について考察する。現在のマス・メディアは、視聴率至上主義、やらせ・捏造事件、発表ジャーナリズムや調査報道の欠如、取材不足・点検不足からおきる放送事故など、ジャーナリズムとしての問題点が指摘されているが、それでも民主主義社会において、マス・メディアには権力の監視機能を果たす責務が求められ、国民の「知る権利」を担保している。視聴率至上主義に至る要因の一つとも考えられるが、1980年代以降、BS放送・CS放送の開始や都市型ケーブルテレビの普及などによってテレビの多様化が進み、人びとへ提供される番組数は飛躍的に増加することで、視聴者がテレビを選択できるようになった。

従来の地上波放送は、無線局としての放送局（ハード）の免許を受ける事業者が同時に伝達される情報内容（ソフト）の編集主体でもある「ハード・ソフトの一致原則」を採用してきた（西土、2009：68）。このため、番組の企画、情報・取材から番組制作、送信までのすべてを担うテレビ局は、各々の事業者の方針のもと番組を送り出すことができる。しかし、放送の参入制度の弾力化が推進されたことで、「ハード・ソフト一致原則」が緩和され、ハードとソフトの分離が可能となった。衛星放送では、受託放送事業者と委託放送事業者⁶（改正放送法施行前）に区別され、マス・メディアとは関わりのなかった商社などの異業種企業が放送産業へと参入した。島崎哲彦（1997）は、放送

6 1989年6月の「放送法」「電波法」の改正によって、衛星を使って他者から委託された番組を送信することだけを業務とする「受託放送事業者」と、番組の放送を「受託放送事業者」へ委託する「委託放送事業者」が放送事業者として規定され、放送施設事業（ハード）と番組制作事業（ソフト）の分離が認められた（島崎、1997：3）。

と通信の融合が進展する中で、異業種企業は、通信の分野にも進出し、放送・通信に跨る巨大な支配体制を確立しようと目論んでいること、さらに、従来のマス・メディアが社会的責任とともにコミュニケーション活動を担ってきたことを押し退けて、マーケティング優先の企業活動がマス・コミュニケーションの首座を占める可能性について指摘している（島崎、1997：86-87）。現在の放送と通信の融合は、改正放送法にも顕著に現れているが、「放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化」が一層推進されており、放送のソフトとハードの分離を促進し、番組や情報をデジタルコンテンツとしてメディアの境界線を越えてオールラウンドに配信する方針へと傾斜している。

4. ラジオの将来

放送のソフトとハードの分離は、V-High マルチメディア放送にもあてはまる。「NOTTV」は、放送ネットワークを構築・運用する基幹放送局提供事業者（ハード事業者）と、コンテンツを制作・編成する認定基幹放送事業者（ソフト事業者）に分離しており、「株式会社ジャパン・モバイルキャスティング」が基幹放送局提供事業者、「株式会社 mmbi」が認定基幹放送事業者として「NOTTV」を運営している。このようなハードとソフトの分離は、ソフトの専門化と多様なコンテンツ⁷の流通を促進し、さらにネットワークとつながることで、従来の放送の定義や人びとの放送のイメージおよび利用形態を変えていこう。これは次世代のテレビについても同様にいえることである。

ラジオが他のマス・メディアと同じく社会的役割を果たしてきたことはいうまでもない。現代社会においてラジオ、特に、ローカル局やコミュニティ放送局は、地域情報の伝達と地域コミュニティ形成へ寄与する機能、すなわち地域メディアとしての機能を果たしており、ニュース媒体のほか、音楽やトーク番組などの娯楽媒体、交通情報、気象情報、行政情報、タウン情報など、様々な情報の伝達媒体として機能している。V-Low マルチメディア放送は、災害情報の端末機器としての期待も大きく、ラジオとしての機能を有しつつ、様々なサービスが利用できる媒体として台頭するであろう。

インターネットやソーシャルメディアが普及し、マス・メディアだけが社会的に必要な情報の“番人”としての役割を果たす時代は終わった（藤竹暁、2012：17）ともいわれる現代社会では、確かに、マス・メディアの画一的な情報は必要としない人びともいるであろう。しかし、デジタル時代の中で、マス・メディアも従来の一方向な情報の伝達に加え、双方向性を備え、これまで以上に視聴者との親和性やブランド力を高めようとしている。また、インターネットやソーシャルメディア上の情報の真偽をすべてユーザーの判断に委ねるのもまた困難な問題であり、マス・メディアの社会的な役割や責任はこれからも担保されるだろう。確かに現代のラジオはリスナー離れや広告出稿費の減収が

7 「コンテンツ」は、文字・画像・動画・音声・ゲーム等の情報全般、またはその情報内容のこと。電子媒体やネットワークを通じてやり取りされる情報を指して使われる場合が多い（総務省、2012：444）。

いわれ、災害時など特殊な状況下の有用性のみが強調される傾向にあるが、インターネット配信も含め、ラジオの受信装置が多様化して受信場所が拡大する中で、ラジオ聴取者を取り込むために、ラジオ局独自の魅力的な番組と総合的な編成が今後も強く求められるところである。

《引用文献》

- IPDC フォーラムホームページ (2013) <http://www.ipdcforum.org/index.html> (2013. 9. 11アクセス).
- 株式会社 mmbi ホームページ (2013) <https://mmbimmbi.sakura.ne.jp/> (2013. 9. 10アクセス).
- 大谷奈緒子・山下信 (2012) 「ラジオの多様化と将来的展望」『東洋大学社会学部紀要』第88集 (vol. 49, no. 1).
- 清原慶子 (1989) 「地域メディアの機能と展開」竹内郁郎・田村紀雄編著『新版 地域メディア』日本評論社.
- 産経新聞2013年5月1日「デジタル化にコストの壁」
<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1305/01/news033.html> (2013. 9. 9アクセス).
- 島崎哲彦 (1997) 『21世紀の放送を展望する—放送のマルチ・メディア化と将来の展望に関する研究—』学文社.
- 株式会社ジャパン・モバイルキャスティングホームページ (2013)
<http://www.j-mobilecasting.com/> (2013. 9. 10アクセス).
- 情報通信審議会 (2013) 『情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会 V-Low マルチメディア放送技術検討作業班報告』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000248395.pdf (2013. 9. 10アクセス).
- 総務省 (2009) 『携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針』http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu07_000017.html (2011. 9. 8アクセス).
- 総務省 (2010a) 「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」『ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会 報告書』
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu07_02000042.html (2011. 9. 5アクセス).
- 総務省 (2010b) 「放送法等の一部を改正する法律案の概要」『放送法等の一部を改正する法律案 平成22年10月13日』http://www.soumu.go.jp/main_content/000085295.pdf (2013. 9. 12アクセス).
- 総務省 (2011a) 「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見募集及び参入希望調査の結果の公表 (平成23年2月10日)」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_01000012.html (2011. 9. 6アクセス).
- 総務省 (2011b) 「(株)mmbiのV-High マルチメディア放送のサービスイメージ」『V-High マルチメディア放送を行う移動受信地上基幹放送の業務の認定』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000131675.pdf (2013. 9. 10アクセス).
- 総務省 (2012a) 「放送サービスの高度化に関する検討会」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bcservice/ (2013. 9. 10アクセス).
- 総務省 (2012b) 『平成24年版 情報通信白書』ぎょうせい.
- 総務省情報流通行政局地域放送推進室 (2013) 『ケーブルテレビの現状』
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/catv_genjyou.pdf (2013. 9. 12アクセス).
- 総務省 (2013a) 「スーパーハイビジョンに関する検討結果について」『放送サービスの高度化に関する検討会 (第3回会合) 配付資料』
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bcservice/02ryutsu12_03000063.html (2013. 9. 10アクセス).
- 総務省 (2013b) 『平成25年版 情報通信白書』ぎょうせい.
- 総務省 (2013c) 『ミッションとアプローチ 2014—重点施策集—』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000246120.pdf (2013. 9. 9アクセス).
- 総務省 (2013d) 「V-Low マルチメディア放送に係る参入希望調査等の結果の公表 (平成25年5月10日)」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000061.html (2013. 9. 10アクセス).
- 総務省 (2013e) 「携帯端末向けマルチメディア放送 (V-High) のイメージ」参考1-1
http://www.soumu.go.jp/main_content/000235192.pdf (2013. 9. 9アクセス).
- 総務省 放送ネットワークの強靱化に関する検討会 (2013) 『放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間取りまとめ』

- http://www.soumu.go.jp/main_content/000238998.pdf (2013. 9. 10アクセス).
- 竹内郁郎 (1998) 「マス・コミュニケーションと社会をめぐる理論の成果と展開」竹内郁郎・児島和人・橋元良明編著『メディア・コミュニケーション論』北樹出版.
- 社団法人デジタルラジオ推進協会ホームページ (2011)
- http://www.d-radio.or.jp/about_drp/release/20110401.html (2013. 9. 9アクセス).
- 電通総研 (2010) 『情報メディア白書2010』ダイヤモンド社.
- 電通総研 (2012) 『情報メディア白書2012』ダイヤモンド社.
- 西土彰一郎 (2009) 『放送の法制度』島崎哲彦・池田正之・米倉律『放送論』学文社.
- 日経ニューメディア2013年7月17日 「[V-Low マルチメディア放送とFM 補完], 総務省が周波数割り当てや制度整備で基本の方針案」
- <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20130717/492062/> (2013. 9. 11アクセス).
- 日本放送協会 (2013) 「会長記者会見要旨 2013/4/4」『NHK トップトーク』
- <http://www.nhk.or.jp/pr/keiei/toptalk/kaichou/k1304.html#05> (2013. 9. 9アクセス).
- 日本民間放送連盟 (2013a) 「V-Low マルチメディア放送に関する検討結果について」『2013. 3. 21 井上会長会見』<http://www.j-ba.or.jp/category/interview/jba101198> (2013. 9. 9アクセス).
- 日本民間放送連盟 (2013b) 「2013年度のテレビ、ラジオ営業収入見通し」『トピックス2013年1月31日』<http://www.j-ba.or.jp/files/jba100961/20130131.pdf> (2013. 9. 9アクセス).
- 藤竹暁 (2004) 『環境になったメディア マスメディアは社会をどう変えているか』北樹出版.
- 藤竹暁 (2012) 『図説 日本のメディア』NHK 出版.
- 村上聖一 (2010) 「デジタル多メディア時代を生き抜くために③携帯端末向けマルチメディア放送の行方～地デジ移行後の電波有効利用に向けて～」『放送研究と調査 OCTOBER 2010』NHK 放送文化研究所.
- 郵政省 (1999) 『平成11年版 通信白書』ぎょうせい.
- H.D. ラスウェル (1954) 「社会におけるコミュニケーションの構造と機能」, W. シュラム編, 学習院大学社会学研究室訳, 『マス・コミュニケーション』創元社, (W.Schramm, (ed), Mass Communications, The University of Illinois Press, 1949).

【Abstract】

The Future of Radio Broadcasting in the Multi-media Age

Naoko OTANI

Makoto YAMASHITA

Since radio broadcasting service was started in 1925 and television broadcasting service was started in 1953, both of them have constituted the broadcast media in Japan. Compared to the beginning of radio and television broadcasting, the number of broadcasters has increased, and the services have diversified. In March 2012, all analog broadcasting of terrestrial television ceased and digitization of terrestrial television was realized throughout the country. As for the television, BS broadcasting, CS broadcasting, and terrestrial broadcasting were all digitized. Besides broadcasting, use of the services of data communication and Electronic Program Guide (EPG) has spread. Now, in 2013, the appearance and the spread of the next-generation satellite broadcasting system, such as 4K/8K (Super Hi-Vision) and smart TV, become a hot topic.

On the other hand, along with the spread of the Internet and digitization of media in the 2000s, Internet radio without radio waves has appeared. In addition, the start of multimedia broadcasting for mobile devices, using vacant frequencies, is expected. Although people began to appreciate the value of radio broadcasting at the time of disasters, they are moving away from it. Furthermore, realization of the multimedia broadcasting for mobile devices also faces a rough passage. This paper attempts to grasp the present condition of radio broadcasting and examines its future as well.